

# 市内企業等の土地、 建物や設備への投資を支援します！

市では、産業の振興と地域経済の活性化を図るため、市内に自己の事業の用に供する不動産等を取得する事業者に奨励金を交付します。

## 市内全域

対象事業所は、

企業・社団法人・財団法人・独立行政法人・学校法人

対象条件は下記のとおりです。

※市外に本社機能がある物流業を営む企業が、  
令和6年1月以降に新規に取得したものを除く

土 地

新たに取得した敷地面積が、500m<sup>2</sup>以上の土地

建 物

新築、建替え、増築した延べ床面積が500m<sup>2</sup>以上の建物

設 備

新設した取得合計額が5,000万円以上の設備

交付措置及び交付期間

- ・土地・建物に課される固定資産税及び都市計画税相当額の1/2
- ・設備に課される固定資産税相当額の1/2
- ・税が初めて課される年度から5年間

⇒詳細につきましては、次のページをご覧ください。

## ①新たに500m<sup>2</sup>以上の土地を取得

取得の日から1年以内に

その土地を敷地として、  
自己の事業の用に供する

500m<sup>2</sup>以上の建物の建設に着手

500m<sup>2</sup>以上の  
土地



## ②建物（新築）

500m<sup>2</sup>以上の

土地を所有

500m<sup>2</sup>以上の  
土地

500m<sup>2</sup>以上の建物を新築



## ③建物（建替え）

500m<sup>2</sup>以上の

土地、建物を

所有

500m<sup>2</sup>以上の  
土地



新たに500m<sup>2</sup>以上  
の建物を新築



## ④建物（増築）

500m<sup>2</sup>以上の

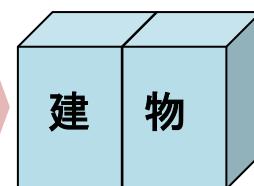
土地、建物

を所有

500m<sup>2</sup>以上の  
土地



当該建物と棟続きに新たに  
500m<sup>2</sup>以上の建物を新築



## ⑤設備（新設）

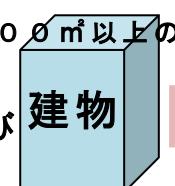
500m<sup>2</sup>以上の

土地及び

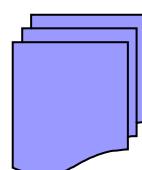
建物を所有

500m<sup>2</sup>以上の  
土地

500m<sup>2</sup>以上の  
及び



5000万円以上  
の設備を新設



# 奨励金の申請から交付までの流れ

土地の取得  
建物の新築・建替え・増築  
設備の新設

固定資産税及び都市計画税の納税告知

交付の申請

- ・固定資産税及び都市計画税が課される年度ごと
- ・納期の到来している市税を納付していること

交付決定

交付請求

- ・請求年度の3月中に請求する

奨励金の交付

奨励金の申請、企業（事業所等）の立地、支援につきましてはこちらまでご相談ください。

【お問い合わせ先】  
茨木市産業環境部商工労政課 企業支援係  
大阪府茨木市駅前三丁目8番13号  
電話：072-620-1620  
FAX：072-627-0289  
E-mail：kigyousien@city.ibaraki.lg.jp